平成２３年（フ）第６３号
北海道帯広市西８条北２丁目１番地20　３号室
債務者　室崎千恵子
1　決定年月日時　平成23年４月４日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月23日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第４６号
栃木県小山市本郷町１丁目７番３号　古川アパート202号
債務者　黒川カルメリータこと　クロカワ　カルメリータ　カリッロ
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月24日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第３２９８号
札幌市北区新琴似８条15丁目３番20号
破産者　安達留美子
1　決定年月日　平成23年４月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６３３号
埼玉県南埼玉郡宮代町川端２丁目５番７号　ベルピア姫宮第１―206号
破産者　瀬尾　克成
1　決定年月日　平成23年４月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産手続終結

平成２２年（フ）第１４６号
富山市掛尾町500番地
破産者　大ト青果株式会社
1　決定年月日　平成23年４月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第３４２７号
北海道北広島市大曲光１丁目６番地７
破産者　八巻江美子
1　破産債権の届出期間　平成23年５月６日まで
2　一般調査期日　平成23年５月20日午後２時
平成23年４月５日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５５７号
大阪市東淀川区大道南２丁目６番７号　サンティール北野603号、前住所大阪府寝屋川市幸町21番６号
破産者　中山　良治
1　破産債権の届出期間　平成23年５月６日まで
2　一般調査期日　平成23年６月６日午後３時30分
平成23年４月５日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９３９号
兵庫県西宮市相生町12番32号
破産者　信田　和雄
1　破産債権の届出期間　平成23年５月11日まで
2　一般調査期日　平成23年６月13日午後３時30分
平成23年４月５日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７２１号
大阪市中央区高津１丁目３番８―802号、前住所大阪府門真市大橋町28番15―203号
破産者　西村　俊則
1　破産債権の届出期間　平成23年５月13日まで
2　一般調査期日　平成23年６月27日午後４時
平成23年４月５日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０２５号
大阪市淀川区西中島５丁目５番15号
破産者　株式会社ＩＰインベスターズ
1　破産債権の届出期間　平成23年５月16日まで
2　一般調査期日　平成23年７月14日午後３時30分
平成23年４月４日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２１年（フ）第６０４号
大阪市北区梅田１丁目２番２―1200号
破産者　中央コミニティー株式会社
1　期日　平成23年５月13日午後３時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年４月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７６号
岩手県下閉伊郡山田町八幡町９番25号
破産者　有限会社阿部建設
1　期日　平成23年６月２日午前11時
2　会議の目的　財産状況報告、破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算報告
平成23年３月30日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５７７号
岩手県下閉伊郡山田町八幡町10番４号
破産者　阿部　吉郎
1　期日　平成23年６月２日午前11時10分
2　会議の目的　債権一般調査、破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算報告
平成23年３月30日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４６２号
宮崎市中西町５番地１
破産者　有限会社永楽食品
1　期日　平成23年５月20日午前10時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年４月５日　宮崎地方裁判所破産係

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１７３号
鳥取県西伯郡大山町飯戸1570番地、住民票上の住所大阪府高槻市津之江町１丁目30番５号
破産者　和所　健二
免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
平成23年４月５日　鳥取地方裁判所米子支部

免責許可決定

平成２２年（フ）第７７１号
新潟市中央区白山浦２丁目111番地４、前住所神奈川県逗子市小坪１丁目29番24号
破産者　雫内　正登
1　決定年月日　平成23年３月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第２０３１号
東京都渋谷区本町１丁目10番12号
清算株式会社　カシオソフト株式会社
代表清算人　島田　敏雄
1　決定年月日　平成23年４月４日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２２年（ヒ）第２１２１号
東京都文京区本駒込６丁目６番23号―203
清算株式会社　株式会社駒込泉
代表清算人　泉　　知明
1　決定年月日　平成23年３月31日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、本協定の認可確定後１か月以内に、協定債権者株式会社東京泉に９万4707円を弁済し、協定債権者泉知明に対し、別紙財産目録記載の什器備品及び電話加入権を代物弁済する。
2　協定債権者株式会社東京泉は、清算株式会社に対し、清算株式会社から前項の金員の弁済を受けたときは、協定債権についての債務から弁済額を控除した残金につき、その債務を免除する。